ロ　その年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ　その年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合　三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ　その年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が八万円を超える場合　四万円

二　旧個人年金保険料を支払つた場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額（その年において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）が二万五千円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合　二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ　その年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合　三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ　その年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が十万円を超える場合　五万円

三　新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超える場合には、四万円）

イ　新個人年金保険料　その年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額の第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める金額

ロ　旧個人年金保険料　その年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額の前号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める金額

第七十六条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定によりその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額の合計額が十二万円を超える場合には、これらの規定により当該居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額は、これらの規定にかかわらず、十二万円とする。

第七十六条第一項の次に次の一項を加える。

2　居住者が、各年において、介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由（第六項及び第七項において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下この項において「介護医療保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一　その年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額（その年において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この項において同じ。）が二万円以下である場合　当該合計額

二　その年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三　その年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合　三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四　その年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が八万円を超える場合　四万円

第七十七条第二項第一号中「損害保険契約」を「保険契約」に、「前条第三項第四号」を「前条第六項第四号」に改める。

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二　二千円

第七十九条第二項中「居住者に障害者である」を「居住者の」に、「がある場合」を「が障害者である場合」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、前項の規定にかかわらず、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特別障害者一人につき七十五万円を控除する。

第八十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十四条第一項中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十五条第二項中「第七十九条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「特別障害者又はその他の障害者」を「同項の規定に該当する特別障害者（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）、第百九十条第二号ハ（年末調整）、第百九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）、第二百三条の三第一号ホ（徴収税額）及び第二百三条の五第一項第五号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において「同居特別障害者」という。）若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改め、同条第三項中「前三条」を「第七十九条から前条まで」に改め、「老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

5　二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第百五十七条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の法人」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人」を「当該合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人」に改める。

第百六十一条第十号中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約」に改める。

第百七十四条第八号中「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれら」を「保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約又はこれ」に改める。